

## 第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画の概要

### I 位置づけ、計画期間

位置づけ：障害者総合支援法に基づき策定する、箕面市の障害福祉サービスの提供体制の確保や円滑な実施に関する計画

計画期間：令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間

※児童福祉法の改正により、平成30年度から障害児福祉計画を定めることとなった。

各計画の内容	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
<b>長期計画 (10年計画)</b> 基本的な理念・目標・施策 の方向性等	第3次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）									
<b>障害福祉計画 (3年計画)</b> 障害福祉サービスの必要 見込量、確保の方策等	第3期 計画	第4期箕面市障害福祉計画			第5期箕面市障害福祉計画 第1期箕面市障害児福祉計画			<b>第6期箕面市障害福祉計画 第2期箕面市障害児福祉計画</b>		

### II 主な内容

#### 1. 基本理念（10年計画より）

すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、  
 平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らす

} ノーマライゼーション  
 インクルージョン

#### 2. 基本目標（10年計画より）

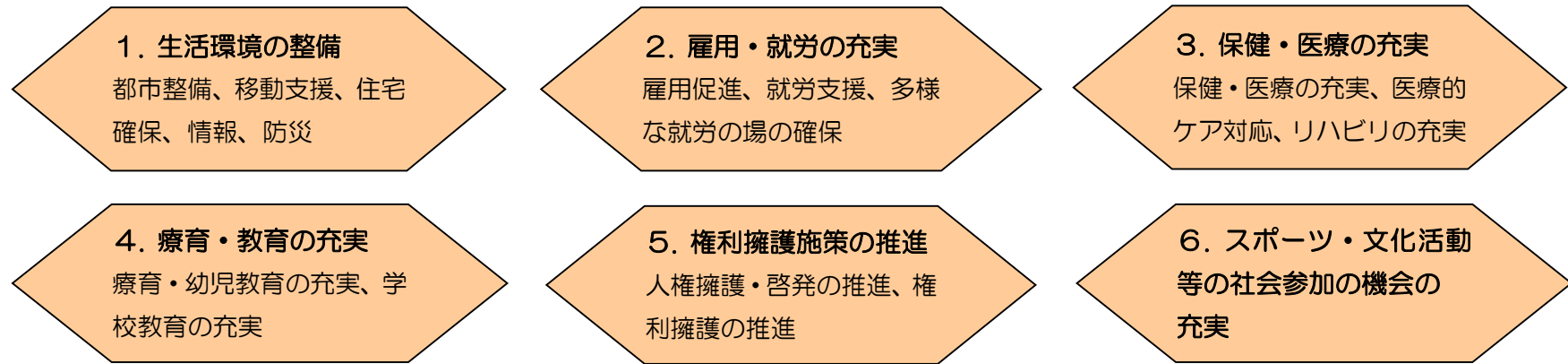
- ① 誰もが排除されることなく、地域で共生する社会（インクルーシブ社会）の実現
- ② 自己選択・自己決定の尊重、意思決定の支援と、社会環境整備の推進

#### 3. 重点施策

#### 4. 第5期計画の実績（手帳所持者数やサービス利用者数など）

#### 5. 障害福祉サービスの必要見込量、確保の方策

## 6. 分野別施策の行動目標



## 7. 計画の推進体制と進行管理

### Ⅲ 今回の計画に係る基本指針について（令和2年3月9日障害保健福祉主管課長会議資料より）

#### 1. 指針の見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害者の社会参加を支える取組
- 障害福祉サービス等の質の向上
- 障害福祉人材の確保

#### 2. 成果目標の見直しの概要

- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児支援の提供体制の整備等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービス等の質の向上